

令和8年2月9日

機械工学専攻  
機械工学科 学生各位

神戸大学  
大学院工学研究科機械工学専攻長  
工学部機械工学科学科長

### 【学生向け通知】就職活動における後付け推薦への対応について

就職を希望する学生諸君は、企業・団体等からの依頼に基づく「専攻等推薦」による募集と、学生自身の判断による「自由応募型」の採用選考のどちらかを選択した上で、就職活動を進められることと思います。このうち自由応募型の採用選考において、企業・団体等からの内々定等の提示の際に、大学または大学教員からの推薦状（いわゆる「後付け推薦」）の提出を求められる事例が昨今見受けられます。

しかしながら、自由応募型の選考は本来学生の自主的な応募に基づいて行われるものであり、内々定等の決定にあたり推薦状の提出を学生に求めることは、学生の職業選択の自由を妨げるおそれがあります。この点については、内閣官房や文部科学省からの「2026（令和8）年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請等について」において、採用選考における学生の職業選択の自由を妨げる行為の防止の徹底が要請されており、防止すべき行為の一例として「自由応募型の採用選考において、内（々）定と引換えに、大学等又は大学教員等からの推薦状の提出を求めること」が挙げられています。また就職問題懇談会の「令和8年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（企業等への要請）」においても、上記のような行為は「厳に慎むこと」とされています。

以上を踏まえ、本専攻等では、自由応募型選考における後付け推薦に係る推薦書は一切発行しない方針といたしました。つきましては、本専攻等に所属する学生諸君は、以下の点に留意し、適切に対応してください。

#### 「後付け推薦」を求められた場合の留意事項

1. 上記の通り、本専攻では自由応募型選考における後付け推薦に係る推薦書は一切発行しない方針といたしましたので、大学または大学教員からの後付け推薦書は発行しません。
2. もしも採用担当者から後付け推薦を求められた場合は、以下のように説明して下さい。

「神戸大学大学院工学研究科機械工学専攻（工学部機械工学科）では、内閣官房や文部科学省からの要請に基づき、自由応募型の選考における後付け推薦は一切発行しない方針になっています。詳細は専攻ホームページの『就職活動における後付け推薦への対応について』をご確認ください。」

※企業との認識の相違を防ぐため、口頭説明だけでなく、必ず専攻ホームページの該当ページを紹介してください。

参照先： 機械工学専攻ホームページ <http://www.mech.kobe-u.ac.jp/goal/index.html>

3. 上記の専攻の方針は、「学生の職業選択の自由を妨げる行為の防止の徹底」（いわゆる「オワハラ」となり得る行為の防止）のために決定したものであり、これによって学生の不利益になるようなことは避けなければなりません。採用担当者に上記の説明をしても解決しない場合は、自分で解決しようとせず、すぐに指導教員や就職担当教員に相談してください。
4. 後付け推薦の要求だけでなく、就職を検討している企業から以下のような不適切な要求を受けたと感じた場合も、すぐに指導教員や就職担当教員に相談してください。
  - 内々定の拘束（辞退を申し出ても引き留められる）
  - 選考日程の決定に際しての過剰な要求や研修等への参加の強要
  - その他、就職活動に関して困ったことや不安がある場合

以上

【参考】

内閣官房・文部科学省など：2026（令和8）年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請  
[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/shushoku\\_katsudou\\_yousei/2026nendosotu/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/shushoku_katsudou_yousei/2026nendosotu/index.html)

就職懇談会：令和8年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/gakuseishien/1422040\\_00009.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/gakuseishien/1422040_00009.htm)